



地域の景観を「守る」「創る」取り組みを募集します。

「景観」とは、「景色を眺め、感じた様子」のこと。山や川、建物、町並み、道路、人々の暮らしの様子など、私たちが日ごろ目にしているあらゆる風景が対象となります。

なにげなく見ている風景の中で、「いいな」と思う景観に出合うことはありませんか。そんな地域の魅力的な景観と、その景観を「守る」「創る」取り組みを募集します。

募集内容

津山市内で、魅力的な景観づくりにつながる活動や、景観の維持・向上に寄与し地域の見本となるような建築物や広告物などについて、次のような方針で募集します。

- ★地域の景観特性※を把握し、景観の維持向上、景観資源の保全に寄与している
- ★地域の景観特性を活かし、周辺景観と調和している
- ★デザインに創意工夫がなされ、市民や通行人の目を楽しませている
- ★将来的に保存していくことが望まれる

※地域の景観特性

里山、商店街、伝統的な町並みなど、地域の景観ごとに特徴があります。それぞれの特徴に合った取り組みや、特徴を活かした取り組みを募集します。

募集期間

令和元年7月23日（火）から8月30日（金）まで

★津山市景観賞の詳しい情報については 津山市公式サイトをご覧ください。

津山市公式サイト:<https://www.city.tsuyama.lg.jp/>

【景観まちづくり部門】

地域の景観を活かしたまちづくり活動や、魅力的な景観づくり活動を自発的に行っている個人または団体

※ただし、原則としてこれらの活動を1年以上継続して行っているものを対象とします。(年1回開催の行事などは、2回以上開催実績があるもの)

- 例えば・・・
- ・地域の景観向上のためのルールづくり
- ・地域で行っている美化活動
- ・魅力的な夜間景観を創るライトアップ
- ・景観資源を発見し、その価値や課題を共有する活動

▼自然景観分野の例

- ・森林や里山の景観を守り、次の世代へ受け継いでいくための学習活動



▼歴史的景観分野の例

- ・地域の歴史と町並みについての学習・研究活動
- ・伝統的な工法等の継承活動 など

▼元気なまちづくり分野の例

- ・共通の飾りつけ等による活気ある景観づくり活動
- ・地域の景観を活かしたイベントや交流活動 など

【景観デザイン部門】

地域の景観の維持・向上に寄与している建築物、工作物、庭園等またはこれらからなる一連の町並み

- 例えば・・・
- ・良好な管理によって歴史的な趣が維持されている建物
- ・効果的な緑化がなされた工作物
- ・建物の色や形がそろっているなど、特徴的な景観が形成されたまとまりのある町並み (通りや地区など)

▼歴史的景観分野の例

- ・伝統的な建築物を往時の姿となるように修理した物件



▼元気なまちづくり分野の例

- ・まちのシンボルとなっている建物
- ・活気や賑わいを感じられるデザインの建物 など

▼自然景観分野の例

- ・緑や花が取り入れられたデザインの建物や工作物
- ・歩行者が見て楽しむことができる花壇や庭園 など

【広告物部門】

地域の景観の維持・向上に寄与している屋外広告物等(看板、広告塔、広告用ののれん、案内表示等)

- 例えば・・・
- ・地域の景観を損なうことなく、広告効果(企業のイメージ等)も維持しているもの
- ・布や木の看板など、地域の景観に合う素材を使用したもの
- ・夜間照明に配慮したもの
- ・店舗や事務所等と統一感のあるデザインで、地域の景観に配慮したもの

▼元気なまちづくり分野の例

- ・近代的な建物にのれんを組み合わせ、町並みのアクセントとなっている物件



▼歴史的景観分野の例

- ・昔からある伝統的な看板
- ・歴史的な町並みの中で、色や素材を工夫し、まちの雰囲気合った広告 など

▼自然景観分野の例

- ・水辺や森林等の自然の眺めを邪魔せず、調和したデザインの広告物 など

募集対象

- ※ 道路など公共の空間から誰でも見ることができるものに限りません。(建物の中に設置されたものや、私有地に立ち入らないと見ることができないものは賞の対象になりません。)
- ※ 津山市景観計画の趣旨に沿っているものに限りません。
- ※ 各種の法令に違反していないものに限りません。

応募方法

- ・自薦、他薦問わず応募できます。ただし、他薦の場合、対象となる個人・団体または所有者等の同意が必要です。
- ・必要書類を歴史まちづくり推進室へ電子メール、郵送または持参にて提出してください。

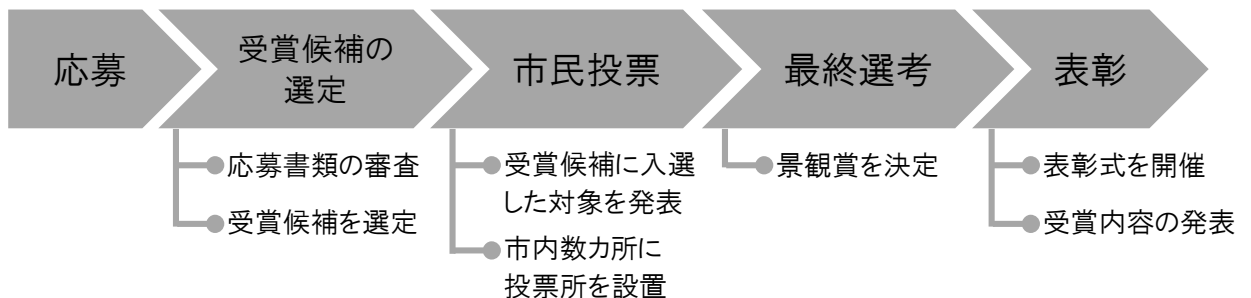
【必要書類】

- ①応募用紙(市ホームページ、歴史まちづくり推進室窓口で配布しています)
- ②対象の写真(活動の様子や物件の全体がわかる鮮明なもの)
- ③その他参考となる書類(必須ではありません)

審査選考

応募された中から津山市景観審議会が景観賞受賞候補となる事例を選定し、市民投票を行います。投票の結果を踏まえて、津山市景観審議会最終選考を行います。

【応募から表彰までの流れ(イメージ)】



表彰発表

【表彰】

景観賞の応募者には、表彰式を開催し、表彰状と記念品を贈ります。

【発表】

表彰の内容を津山市公式ホームページ、広報津山、新聞等の各種広報手段で発表します。また、毎年6月に開催している「まちづくり月間」パネル展で表彰内容を展示します。

〈発表する内容〉

景観まちづくり部門 … 活動の概要、写真等

景観デザイン部門 … 物件の概要、写真、設計者、施工者等

広告物部門 … 物件の概要、写真、デザイナー、製作・施工者等

注意事項

- ・提供された個人情報や津山市景観賞に関する事務連絡および他の景観賞等の情報提供に使用させていただきます。その他の目的では使用しません。
- ・提出された書類は返却しません。
- ・提供された写真は市民投票やパネル展示、次年度募集ポスターに使用することがあります。

問合せ先

〒708-8501 津山市山北 520

津山市 都市建設部 歴史まちづくり推進室

電話:0868-32-7000

メール:machizukuri@city.tsuyama.lg.jp